

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

昭産上尾ビル

上尾市谷津百二十三番地一、七十二

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

昭和産業株式会社 代表取締役社長 横澤正克

東京都千代田区内神田二丁目二番一号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十二年七月一日